

生徒心得

本校生徒は、新潟江南高等学校生徒として自覚と誇りを持ち、生徒の本務である学業に専念し、相互に協力しあって規律正しい生活を実践し、未来を担う社会人としての高い知性と豊かな人間性を身につけるように努めなければならない。

そのために、本校教育方針を理解し、校則を厳守し、有意義に高校生活が送れるように努めなければならない。

1. 礼儀

- (1) 人には全て真心と敬愛の情をもって接し、知性と気品のある行動をとること。
- (2) 職員や目上の人に対する挨拶はもちろん、お互いに親愛の情をもって挨拶し合うこと。
- (3) 来校者に対しては礼を失しないように注意すること。

2. 服装

服装、容姿は清潔、清楚を旨として別に定める服装規定に従うこと。

3. 学習

高校生活の中心となるのは学習である。

授業に真摯な態度で臨むのはもちろん、定期的に家庭学習に取り組み、自己の進路目標達成のために努力すること。

4. 登校・下校

- (1) 午前 8 時 25 分開始の朝学習に間に合うように登校する。
- (2) 下校時刻は午後 6 時 00 分とする。それ以後の活動については、担任、顧問の指導に従う。
- (3) 登校後は校外へ出てはならない。やむを得ず外出する場合は担任の許可を得ること。
- (4) 登下校時の態度に注意し、公衆道徳を守ること。
 - (a) 自転車通学者は交通規則、マナーを遵守する。
 - (b) 公共交通機関利用者は車内、駅、バス停等でのマナーを守り、人に不快な感じを与えないように特に注意する。
- (5) 登下校時において事故に遭った場合は必ず報告すること。

5. 欠席・遅刻・早退・欠課

- (1) 欠席、遅刻、早退、欠課は極力しないように努める。
- (2) 欠席、遅刻、早退、欠課および忌引は速やかに届ける。無断の欠席、遅刻、早退、欠課は厳禁する。

6. 校内生活

- (1) 時間を厳守し、迅速に行動する。
- (2) 校内は絶えず静粛に保つように心がける。
- (3) 私物はロッカーに整理して入れておくこと。
特に教科書等は置いて帰らず、持ち帰りを励行すること。
- (4) 清潔な環境で学業に励むため、校舎内外の美化に努めること。
- (5) 保健衛生に関しては各自十分に注意し、健康管理に努める。

7. 所持品

- (1) 登校時には学業に必要なものだけを携帯し、それ以外のものは、やむを得ない場合を除いて持参しないこと。
- (2) 所持品は華美なもの、高価なものは避け、全てに記名すること。
- (3) 貴重品は自分で責任をもって管理すること。
- (4) 盗難、紛失等の事故があった時は、担任に届け出て、係の職員の指示を受けること。
- (5) スマートフォン等は登校から下校まで電源を切り、鞆またはロッカーの中に入れておくこと。校内での使用は禁止する。

8. 校外生活

- (1) 新潟江南高等学校の生徒であることを自覚し、公衆道徳を守り、社会に対して迷惑を及ぼすような行為、人に不快な感じを与えるようなふるまひは厳に慎むこと。
- (2) 夜間外出の際は特別な事情がない限り午後 9 時までには必ず帰宅すること。外泊はしないこと。
- (3) 高校生にふさわしくない場所や施設には絶対に立ち入らないこと。
- (4) 校外で事故にあった場合は必ず担任、学校に報告すること。

9. 集会・掲示

次の場合は必ず事前に届け出て許可を得ること。

- (1) 集会、催しの主催

- (2) 文書、ポスターの掲示
- (3) 文書の印刷、配付
- (4) 校内放送
- (5) 調査、アンケート
- (6) 募金

10. 交友

- (1) 学友としてお互いに友情をもって尊敬と協調の精神を忘れず資質の向上に努めること。暴力行為やいじめ等があってはならない。
- (2) 男女交際はお互いの人格を尊重し合い、高校生として良識と節度を守り、明朗で健全でなければならない。

11. 長期休業中の心得

- (1) 休業中（夏季、冬季、春季）は日頃の学校生活によって体得したものを反省し、それに基づいて自主的に生活設計を建てるところの自学自習の期間である。
- (2) 学習は合理的な計画のもとに、怠ることなく努めること。
- (3) 部活動、補習等には積極的に参加し、有意義に過ごすこと。
- (4) 生活については、常に高校生としての自覚と責任のもとに行動し、新潟江南高等学校の生徒としての誇りを忘れないこと。
 - (a) 不規則な生活は避け、健康の増進を計ること。
 - (b) 服装、特に外出時の服装に注意すること。
 - (c) 夜間外出は慎み、無断外泊はしないこと。

12. アルバイト

- (1) 原則として禁止する。
ただし、長期休業中のみ保護者の許可を得たのち、事前の届け出により認める場合がある。
- (2) 特別な事情があり、前項によることができない場合は担任に相談し、指導を受けること。

13. 交通

- (1) 交通法規を遵守し、事故の防止に努める。あわせて交通マナーの高揚徹底を目指す。
- (2) 自転車による通学は届け出て、本校指定のステッカーを貼った自転車を使用する。
- (3) 運転免許（普通、自動二輪、原付）の取得および運転は原則認めない。
やむを得ない理由で免許取得および運転の必要がある場合は保護者から願い出て学校長の許可を得ること。
- (4) 事故発生または違反の時は、直ちに担任に届け出ること。

14. その他

- (1) 次の事項はいかなる場合も一切厳禁する。
 - ① 考査の不正行為
 - ② 暴力行為
 - ③ 飲酒および喫煙
 - ④ 窃盗行為
 - ⑤ 高校生としてふさわしくない場所への立ち入り
 - ⑥ いじめ行為
 - (2) 忌引として取り扱う日数は下記の通りである。
 - ① 父母 7日以内
 - ② 祖父母 3日以内
 - ③ 兄弟姉妹 3日以内
 - ④ 伯叔父母 1日
 - ⑤ 曾祖父母 1日
 - ⑥ 甥姪 1日
- ※法要（法事）については、校長が認めたものに関して公欠（1日）とする。

服装規定

服装は全て清潔、清楚を旨とし、本校生徒として品位を表すものでなければならない。定められた通りきちんと着用を心がけ、明るくさわやかな校風の維持に努めること。

1. 男子の服装

- (1) 詰襟標準学生服で色は黒とする。
- (2) ボタンは全て校章入りの本校指定のものをつけること。
- (3) 左襟に校章をつけること。

2. 女子の服装

- (1) 上衣、スカートまたはスラックスは紺色の指定のものとする。
ウエスト、裾に指定の刺しゅうのないスカートの着用は認めない（本校のスカート丈は膝の中心を基準としている）。
- (2) ソックスやストッキング、タイツは華美でない単色無地とする。
- (3) 左襟に校章をつけること。

3. 夏季の略装

- (1) 夏季の略装の期間は6月1日から9月30日までとする。なお、それぞれ前後の2週間は準備調整期間とし、制服、略装のどちらを着用してもかまわない。
- (2) 男子の略装は指定の校章入り白色シャツと黒色の標準型学生スラックスとする。
- (3) 女子の略装は指定の上衣と指定のスカートまたはスラックスとする。本校指定のカーディガンを着用してもよい。

4. 体育時の服装

本校所定のものを着用する。

5. その他

- (1) 校内、屋外それぞれ指定の運動靴を使用すること。
- (2) 冬季間に上衣の下にカーディガンやセーターの着用は認めるが、袖や裾からはみ出さないサイズで、色は華美でない単色無地とする。
- (3) 服装は質素、清潔を旨とし、ネックレス、ブローチ、指輪、イヤリング、ピアス等のアクセサリーは厳禁する。
- (4) 化粧は厳禁する（ファンデーション、口紅、色付きリップクリーム、アイシャドウ、マニキュア等）。
- (5) 頭髪については流行を追うような細工をしない（パーマ、脱色、染色等は禁止）。
また、高校生にふさわしくない髪型、髭なども認めない。
- (6) スラックスの腰履き、裾の引きずり、スカートの巻き上げは厳禁する。
- (7) 通学に使用するコート、傘、帽子、手袋、靴などは色、形ともに高校生らしい質素なものを用いること。